

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	山形県 大江町

大江町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大江町農林課
所 在 地 山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1
電 話 番 号 0237-62-2115
F A X 番 号 0237-62-4736
メー ル ア ド レ ス norin@town.oe.yamagata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ヒヨドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ウソ、ドバト、野ウサギ、ニホンジカ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	山形県大江町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値 (ha)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	果樹	4.0	3,649
ハクビシン	果樹	3.5	6,100
	野菜	1.0	10
イノシシ	水稲	0.01	8
	野菜	0.2	30
	いも類	0.4	80
ヒヨドリ	果樹	0	0
ハシブトガラス ハシボソガラス	果樹	5.0	650
ウソ	果樹	0	0
ドバト	豆類	0	0
野ウサギ	果樹	1.0	0
ニホンジカ	—	0	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	中山間地の果樹を中心に被害がある。 中心市街地である左沢の周辺でも目撃されるようになっている。
ハクビシン	町内全域に広く生息しており、夏から秋にかけての果樹及び野菜の食害がある。民家の屋根裏や空き家などに住み着いていることもある。
イノシシ	平成25年度より発見及び被害報告があり、年々増加しており、被害が拡大している。野菜への食害、果樹園での掘りおこし被害のほか、近年は水田への侵入や畦畔の掘りおこしが増加

	している。畦畔の掘りおこし被害は特に多く、農作物への直接的な被害でないため被害額報告では計上していないが作業時の負担増となっている。
ヒヨドリ	町内全域に広く生息しており、夏から秋にかけての果樹の食害がある。平成 29 年度以降は被害報告を受けていないが、平成 28 年度まで被害報告を受けていたことから今後も被害が発生する可能性が高い。
ハシブトガラス ハシボソガラス	町内全域に広く生息しており、夏から秋にかけての果樹への食害がある。
ウソ	町内全域に広く生息しており、果樹や桜の花芽の食害がある。令和 2 年度は報告を受けていない。
トバト	町内の西部域に生息しており、大豆等の豆類に対する食害が発生している。平成 29 年度以降は被害報告を受けていないが、平成 28 年度まで被害報告を受けていたことから今後も被害が発生する可能性が高い。
野ウサギ	冬から春にかけて、果樹の新芽への食害が発生しており、次年の果樹生育へ影響を及ぼしている。
ニホンジカ	現在、本町での被害は確認されていないが、県内での目撃が確認されていることから、今後被害が発生する可能性が大きい。被害発生時、迅速な対応を行う。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

ツキノワグマ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	4.0	3.6
被害金額 (千円)	3,649	2,750

ハクビシン

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	4.5	3.0
被害金額 (千円)	6,110	6,000

イノシシ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	0.6	0.6
被害金額 (千円)	118	118

ヒヨドリ

指標	参考値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	0	0
被害金額 (千円)	0	0

ハシブトガラス・ハシボソガラス

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	5.0	3.0
被害金額 (千円)	650	500

ウソ

指標	参考値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	0	0
被害金額 (千円)	0	0

ドバト

指標	参考値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	0	0
被害金額 (千円)	0	0

野ウサギ

指標	参考値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	1.0	0.5
被害金額 (千円)	300	150

ニホンジカ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	0	0
被害金額 (千円)	0	0

全計

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 (ha)	15.1	10.7
被害金額 (千円)	10,827	9,518

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲において実施してきた。 ・銃器及び捕獲用わな、檻で実施している。 	<p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制について従来、猟友会会員、鳥獣被害対策実施隊員により行われてきたが、60代の方が多く、次世代の育成が必要になっている。 ・農作物への執着心が強く奥山までの追い上げが効かない。 ・わな設置の技術力の向上が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者個人が電気柵や爆音機、防鳥ネットを設置し対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の安全な設置方法の指導を行っていく必要がある。 ・農地の耕作放棄等により原野化・山林化が進行し、人の生活の場と有害鳥獣の生息域との距離が縮まっており、これらを解消するため里山林の刈払い等による整備が必要である。 ・現在は、個人を単位とした点的な対応のため、地域全体としては効果が不十分である。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・摘果後の適切な処分や放任果樹等の撤去の指導をしている。 ・センサーカメラによる生息調査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の出ていない農地、農家では特に、誘引物質や餌付け行為等への認識が低い。農作業開始時期にあわせた広報等での周知や研修会の開催による自己防衛意識の向上が必要。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまでの対策は、捕獲による個体数の調整が主であったが、被害拡大に伴い、鳥獣被害対策実施隊員への負担が大きくなっている。また、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化に伴い次世代の育成が必要になっている。現在行っている狩猟免許取得者を増加させる方策を継続させるとともに、捕獲者の育成を図ることで捕

獲体制の充実を図る。

また、捕獲だけによる対策ではなく、農家個人、地域での防護柵設置の重要性や有害鳥獣が寄り付かなくなるような環境整備の必要性等普及啓発をおこなっていく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町より委任された大江町鳥獣被害対策実施隊が、各地区・団体及び大江町鳥獣被害防止対策協議会などからの依頼に基づき捕獲を行う。

被害報告を受けた町、鳥獣被害防止対策協議会事務局は、すみやかに鳥獣被害対策実施隊へ連絡し、現地での被害状況の把握等を行ってもらい、その後の対応について検討する。捕獲する判断をした場合には、鳥獣被害対策実施隊員によりわな等の設置、銃の使用等を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ ドバト 野ウサギ ニホンジカ	・狩猟免許取得希望者への助成支援を引き続き行うことで捕獲体制の充実、担い手の確保を行う。 ・引き続き町予算にてわなの購入を行い、鳥獣被害対策実施隊員への無償貸出しを行うことで、捕獲活動の活性化、鳥獣被害対策実施隊員の経費負担の軽減、担い手の育成を図っていく。
令和5年度	ツキノワグマ ハクビシン	・狩猟免許取得希望者への助成支援を引き続き行うことで捕獲体制の充実、担い手の確保を

	イノシシ ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ ドバト 野ウサギ ニホンジカ	行う。 ・引き続き町予算にてわなの購入を行い、鳥獣被害対策実施隊員への無償貸出しを行うことで、捕獲活動の活性化、鳥獣被害対策実施隊員の経費負担の軽減、担い手の育成を図っていく。
令和6年度	ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ ドバト 野ウサギ ニホンジカ	・狩猟免許取得希望者への助成支援を引き続き行うことで捕獲体制の充実、担い手の確保を行う。 ・引き続き町予算にてわなの購入を行い、鳥獣被害対策実施隊員への無償貸出しを行うことで、捕獲活動の活性化、鳥獣被害対策実施隊員の経費負担の軽減、担い手の育成を図っていく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>令和2年度のツキノワグマの捕獲実績は22頭であり目撃や農作物への被害は大きく増加している。大江町に出没するツキノワグマの特徴は、近年、中山間地の果樹園はもとより、中心市街地である左沢の周辺でも目撃されるようになり、果樹園は当然として、人間にも危害が及ぶ恐れが危惧される状況となってきた。捕獲数を把握しながら、安全かつ効果的な方法により必要最小数の捕獲を行う。</p> <p>ハクビシンやハシブトガラス・ハシボソガラスなどについては、果樹を中心に枝豆、トウモロコシ等、家庭菜園の生産物も含め被害が発生している。また、作物について出荷前の熟した状態のものが被害にあうため、農業者の収入減少だけでなく意欲低下にもつながっている。これらを踏まえ、ハクビシンについては50頭、ハシブトガラス・ハシボソガラスについては80羽、ヒヨドリについては30羽、ウソについては30羽を捕獲する。またドバトについては、豆類を中心に被害が出ており30羽、野ウサギについては、新芽への食害が発生しているため50羽を捕獲する。</p> <p>近年イノシシについての被害が急速に拡大しており、被害地域も広がってきている。ジャガイモ、サツマイモ等の食害が発生しているほか、果樹園、農道や水田畦畔の掘りおこし被害が発生している。掘りおこし被害については、農地修繕作業による労働時間の延長や、農業者の意欲低下に繋がっている。くくりわな、箱わなを活用し、80頭を捕獲する。</p>

ニホンジカについては、町内での作物、森林への被害は確認されていないが、県内での出没が確認されており、繁殖力が高い生物であることから、今後町内での被害が発生する可能性が高い。繁殖を防ぎ、被害の拡大を防ぐために、迅速な対応をとる必要があることから、捕獲計画数に設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	20	同左	同左
ハクビシン	50	同左	同左
イノシシ	80	同左	同左
ヒヨドリ	30	同左	同左
ハシブトガラス ハシボソガラス	80	同左	同左
ウソ	30	同左	同左
ドバト	30	同左	同左
野ウサギ	50	同左	同左
ニホンジカ	5	同左	同左

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシについては銃器及び罠により捕獲を行い、鳥類については銃器により捕獲を行う。また、錯誤捕獲のないように留意し、錯誤捕獲が起きた場合は、速やかに関係機関に連絡し対応を図る。 なお、捕獲の時期、場所の選定については被害状況、動向等から最も効果的な選択を行うものとする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマとイノシシの捕獲については、罠による捕獲等が効果的でない場合、及び広範な地域での捕獲等の必要性がある場合などライフル銃を使って捕獲することが効果的である場合に使用。また、罠により捕獲したツキノワグマ、イノシシを適切に処理する際、ライフル銃を使用。 なお、捕獲の時期、場所の選定については安全性、被害状況、動向等から最も効果的な選択を行うものとする。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	ハクビシン、イノシシ、ウソ、ドバト、ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ イノシシ ハクビシン ニホンジカ	電気柵 2.0 km	電気柵 2.0 km	電気柵 2.0 km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ ドバト	・農業者自らが、自分の作物、農地を守っていく必要性を理解してもらうため、鳥獣被害対策への考え方を普及し、農業者の意識を改めていく。 ・防護柵としては雪の多い地域であるため、冬期間以外での電気柵の設置が有効であると	同左	同左

野ウサギ ニホンジカ	考えられる。電気柵の効果、設置方法だけでなく、今後を見据えた共同設置や、共同管理等を農業者へ普及させていく。 ・鳥類対策としては防鳥網の設置等を推進していく。		
---------------	--	--	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ ドバト 野ウサギ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置や農地周辺の草刈り等、地域の農業者が協力して行ってもらえるよう情報の発信を行っていく。また、民家周辺へ鳥獣が出没しているため、人身事故へ繋がることも懸念される。農業者だけではなく地域住民全体で対策を講じていくよう協力を促していく。 ・耕作放棄地など、農業者個人、地域だけでは解決が難しい課題については、町を含めて検討していく。
令和5年度	ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ ドバト 野ウサギ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置や農地周辺の草刈り等、地域の農業者が協力して行ってもらえるよう情報の発信を行っていく。また、民家周辺へ鳥獣が出没しているため、人身事故へ繋がることも懸念される。農業者だけではなく地域住民全体で対策を講じていくよう協力を促していく。 ・耕作放棄地など、農業者個人、地域だけでは解決が難しい課題については、町を含めて検討していく。
令和6年度	ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ ドバト 野ウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置や農地周辺の草刈り等、地域の農業者が協力して行ってもらえるよう情報の発信を行っていく。また、民家周辺へ鳥獣が出没しているため、人身事故へ繋がることも懸念される。農業者だけではなく地域住民全体で対策を講じていくよう協力を促していく。 ・耕作放棄地など、農業者個人、地域だけでは解決が難しい課題については、町を含めて検討していく。

	ニホンジカ	
--	-------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

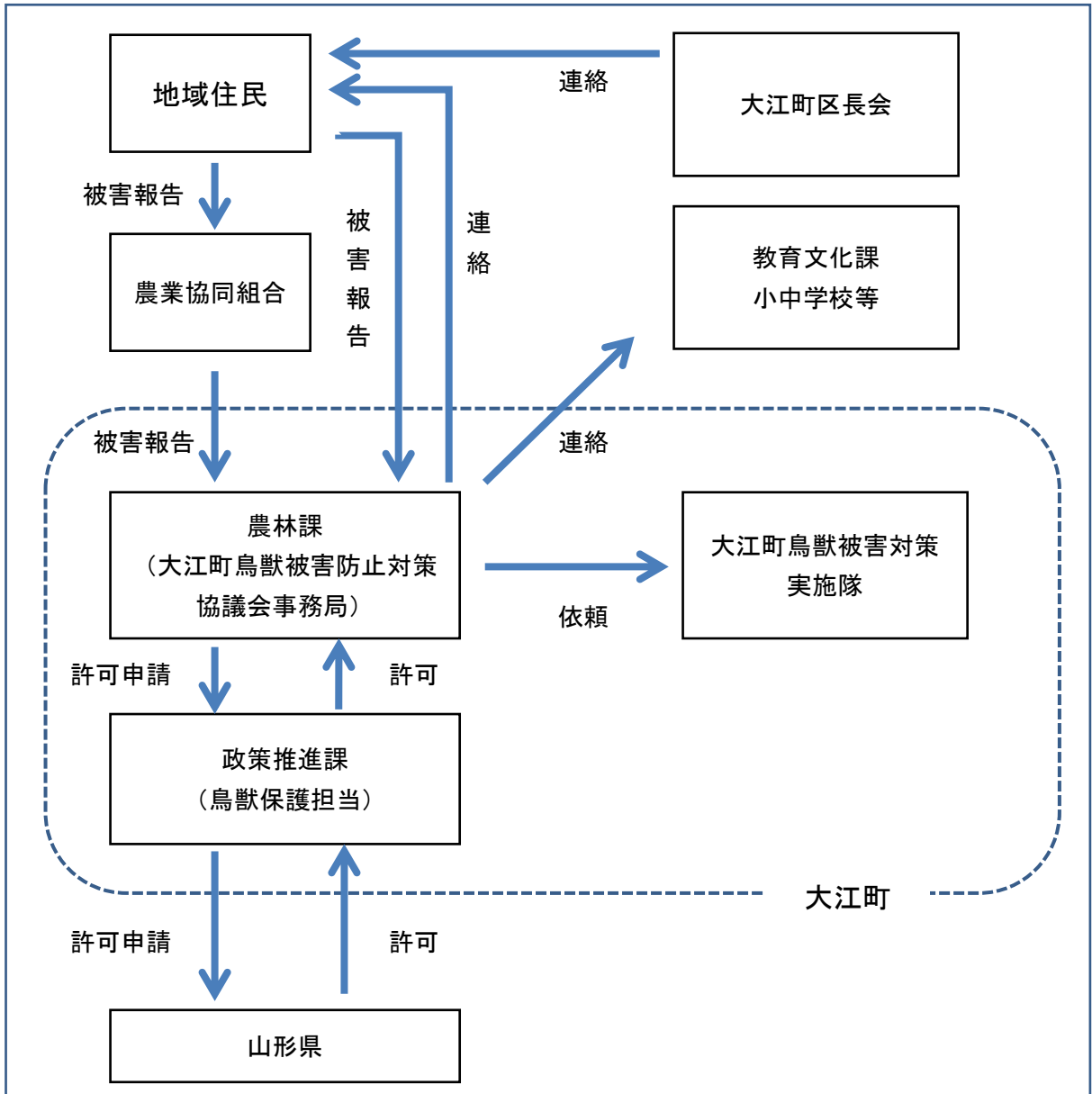
関係機関等の名称	役割
大江町	連絡調整及び住民への周知活動を行う。
大江町区長会	住民への周知活動を行う。
大江町鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲活動を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲場所での埋設処分を基本とするが、イノシシやクマについては一部を狩猟者が持ち帰り、食肉として自家消費する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在の捕獲数では、どの鳥獣種でも数が少なく、捕獲した鳥獣を利用するという事業では採算が採れない。また、食品利用の場合、食品として処理を行う施設、人材、食品に関する免許取得、放射性物質の影響など、様々な要素が検討する段階まで至っていないため、現段階では利用促進を行うことは難しい。
ペットフード	現在の捕獲数では、どの鳥獣種でも数が少なく、捕獲した鳥獣を利用するという事業では採算が採れない。
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

整備予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大江町鳥獣被害防止対策協議会
関係機関の名称	役割
大江町	総括・事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
大江町区長会	有害鳥獣関連情報の提供、住民への周知活動を行う。

大江町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山形県村山総合支庁 産業経済部農業振興課	被害防止の指導・支援を行い、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
さがえ西村山農業協同組合	地域を巡回し、営農指導・有害鳥獣関連情報の提供を行う。
西村山地方森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
大江町農事実行組合	地区及び集落の取りまとめ、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
大江町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関することを行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	なし

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は町長が指名した職員及び大江町猟友会等で組織し、被害防止策の普及啓発及び捕獲の指示、追払いの指導等により、鳥獣被害対策の普及推進を図る。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

効果的な捕獲活動を行うため、捕獲技術向上のための研修会を開催する。
また、町内での農産物への被害区域が広がってきていることから、集落、地域住民が一体となった取組を展開し、被害防止を図っていかなければならない。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、西村山1市4町での連携を検討していく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。